

SHIRATAKA
PUBLIC
RELATIONS

しら たか 広報

2.12
FEB2004
NO.890

協働のまちづくり条例(案)の中間報告②
地区公民館が変わります⑧
松くい虫被害が拡大しています⑨
STOP THE 滞納⑩
町立病院の産婦人科診療の変更について⑪



冬の新しい味覚“寒ざらし鮎”

あゆ茶屋では、鮎を冷たい川風に当ててうま味を凝縮する寒ざらしの作業が行われています。3～5日間ほど凍っては解けを繰り返すうちに、うま味が凝縮し上品な味に仕上がります。冬の味覚として、本格的に売り出し始めて2年目。今年は、去年より4000匹多い1万匹を作る予定です。作業は3月まで続けられます。

協働のまちづくり条例

の中間報告

広報しらたかでもお知らせしてきましたが、これまで、「しらたか協働のまちづくり推進事業」として、公募委員を含む「協働のまちづくり検討委員会」において、町民と町がともに協力してまちづくりを進める「協働のまちづくり」について検討を進めてきました。

この検討内容を踏まえ、現在、助役以下各課長で構成する「まちづくり条例策定委員会」において、「協働のまちづくり」を進めるための基本的なルールとしての条例の策定作業を進めています。

この条例は、「町民のまちづくりへの参画」や「まちづくりに関する情報の共有」など町民の皆さんにも大きく関わることから、現在検討している内容について、中間報告としてお知らせします。

内容等にご意見などがありましたら、2月19日(木)まで町企画課へお知らせください。

広報直通便のはがきもご利用ください。

■問い合わせ 企画課 企画・鮎貝まちづくり推進係
(担当:菅原、大木 85-6123、FAX85-2128)

しらたか協創のまちづくり条例(素案)

(前文)

白鷹町は、これまで多くの先人の努力により、豊かでやさしい自然環境と調和したまちづくりが行われ、長年培われてきた伝統・文化、温かい人々の心などを保ち続け、時代とともに暮らしやすさが増してきています。

21世紀が幕開けし、私たちは、これまで蓄積してきた道路や学校、病院、高齢者福祉施設など多くの社会資本を基に、町の持つ自然や文化など地域資源にさらに磨きをかけることにより、先人が築き上げてきた白鷹町を将来にわたって発展させ、さらに住みよい環境を創り、後世に引き継ぐ責務があります。

そのためには、まちづくりは自発的な参画によりみんなの手で行っていくものであることを再認識し、情報共有と町民の参画を基本に町民と町が共に協力してまちづくりを行う「協創のまちづくり」を進め、住

民自治を確立していく必要があります。

私たちは、これまで以上に幸せと満足感が実感できる豊かで住みよい町の実現に向けて、町民と町がそれぞれの役割を認識し、互いに協力してまちづくりを進めていくためにこの条例を制定します。

【説明】

・前文は、条例制定の趣旨を明らかにしたものである。

・本町のまちづくりの現状を踏まえ、未来に向けたまちづくりのあり方について述べ、住民自治の実践とさらに住みよい町の創造を決意している。

・「協創のまちづくり」としてしているのは、「協働」という表現は定着しつつあるが、ともに協力をして働き「汗」をかかなければならないという大変なイメージがあることから、ともに協力してすばらしい町を創造していくという意味で「協創」としている。

・「まちづくり」とは、道路や公園などの整備（ハード面）をはじめとして、ボランティアや地域づくり活動（ソフト面）なども含むわたしたちの暮らしづくりそのものというふうに幅広く捉えている。

・「町民」とは、町内のすべての住民、事業者及び各種団体をいう。

・「町」とは、町の執行機関及び行政委員会等をいう。

（目的）

第1条 この条例は、町民と町が協力して進める協創のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき住民自治の実現を図り、町民がいきいきと生活できるとともに幸せが実感でき、誇りをもてる豊かで住み良いまちをつくることを目的とする。

【説明】

・この条例を制定する目的を規定したものである。
・協創のまちづくりの目的は

住民自治の確立のみならず、住み良いまちをつくることとしている。これは、まちづくりの最終目標が住み良いまちづくりであり、そのための住民自治の確立という考え方からくるものである。

・「協創のまちづくりに関する基本的な事項」とは、町民参画を中心とするまちづくりの理念、町民の権利や責務、町の責務、情報共有などをいう。

・「住民自治」とは住民の意思を基本としてまちづくりを行うことをいう。

（基本理念）

第2条 まちづくりの主役は町民であり、町は、町民本位のまちづくりを行うものとする。

2 まちづくりは、町民と町がその目的を共有し、町民の自発的な参画と町民と町の相互理の基に、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、互いに補完しながら協力して進めなければならない。
3 町民と町は、対等なパ

ートナーとしてまちづくりに取り組むものとする。

【説明】

・協創のまちづくりを推進するにあたって3つの基本理念を規定したものである。

・第1項は、誰のためのまちづくりかを規定している。まちづくりの主役が町民であることをあらためて確認し、町民を中心としたまちづくりを行うとしている。

・第2項は、協創のまちづくりを進めるうえで大切な原則を規定している。目的の共有や町民の参画、相互理解のすべてに共通して、町民と町の情報の共有が大切な要素となってくる。

・「目的を共有」とは、町政運営の中での政策や施策、事業の目的を共有することに加えて、町民同士でのまちづくりの目的共有も含むものである。町民個々にいろいろ価値観がある中で、まちづくりの目的を共有することは非常に重要である。
・「自発的な参画」とは、自らの意思によってまちづくりに参画することである。参画としているのは、準備さ

れたものに参加するということのみならず、自らが計画したり、主催者となったりすることも含めて前向きな表現としている。

・「相互理解」とは、それぞれが置かれている立場や状況を理解しながら信頼関係を深めることである。

・第3項は、町民と町の立場、関係を規定している。

・「対等なパートナー」とは、相互の関係に上下関係がない、同じ仲間、協力者ということである。

（町民の権利）

第3条 町民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

【説明】

・協創のまちづくりを推進するにあたって、すべての町民がまちづくりにかかわる権利を保障したものである。

・当然のことではあるが、性別や年齢、社会的地位、心身の状態、思想信条、国籍などに関係なく、誰もが平等にまちづくりにかかわることができるとしている。

・「まちづくりにかかわる」とは、まちづくりへの参画だけでなく、まちづくりに関する簡単な問い合わせなども含めてまちづくりのすべてに関係するということである。

（町民の責務）

第4条 町民は、自発的かつ積極的なまちづくりに参画し、町と協力してまちづくりを行うよう努めなければならない。

2 町民は、互いが平等であり、個々の立場や価値観の違いを理解し、対話を重ね、互いを尊重しながらまちづくりを進めなければならない。
3 町民は、まちづくり活動の情報交換に努め、互いに連携し、その活動をさらに推進するよう努めなければならない。

【説明】

・協創のまちづくりを推進するための町民の責務を規定したものである。
・第1項は、まちづくりへの町民の参画の責務、町と協

等により、現在のまちづくり活動をさらに前進させることが大切である。

（町の責務）

第5条 町は、公正かつ誠実に町政を運営するとともに、町民の町政への参画機会の確保に努め、町民と協力してまちづくりを推進しなければならぬ。

2 町は、前項の町民の町政への参画機会の確保に当たっては、町政の基幹的な計画づくりや施策の実施、その評価などに、早い段階から参画できる機会の確保に努めなければならない。

3 町は、町政について町民に対し説明責任を果たすよう努めるとともに、町民との合意形成に努めなければならない。

4 町は、町民にわかりやすい組織、また、町民の要望に適切に対応できる体制をつくるとともに、職員の資質向上に努めなければならない。

力する責務を規定している。ただし、参画は強制するものではなく、あくまで自らの意思によるものであり、参画しないことを理由に差別的な扱いを受けたりするものではない。まちづくりへの参画には、まちづくりに関する情報の把握や学習活動などを行うことも含まれるものである。また、参画の仕方や程度は町民個々に違ってもよく、毎日ごみをひとつ拾うといったように、一人ひとりができることから行動することが大切である。

・第2項は、町民間の相互理解と個人の尊重について規定している。町民個々の考え方には違いがあることから、話し合いなどを通じて理解を深めることが大切である。他人の考えも理解し、仲良くするよう努めなければならない。

・第3項は、町民間のまちづくり活動の連携を規定したものである。町民の個人や団体、事業者などによるいろいろなまちづくり活動がある中で、それぞれが行う活動の情報交換、活動協力

【説明】

・協創のまちづくりを推進するための町の責務を規定したものである。

・第1項は、町政運営に取り組む町の姿勢や町民の町政への参画機会の確保、町民と協力する責務について規定している。町民の町政への参画機会の確保する際は、ワークショップなど町民が参加しやすいような手法を用いることが大切である。

・「町政」とは、「まちづくり」の一環として町が行う行政運営をいう。

◀ワークショップ



・第2項は、町民の町政への参画機会の確保について具体的に規定している。参画の機会は現時点ではすべての事務事業ということではなく、主要なものからと位置づけているが、その幅は徐々に広げていくべきものである。早い段階とは、町が案を作り意見を聞く従来のスタイルではなく、できる限り早い段階から町民と町で意見を積み上げるべきという考え方である。

・第3項は、町民への説明責任と合意形成について規定している。町政についての説明責任とは、町民から信託を受けてしている町の仕事について、依頼主である町民に対し仕事の内容を具体的に説明する責務のことであり、情報提供や行政評価などにより責務を果たすこととなる。また、町民との合意形成は、それに至る経過が大切であり、情報提供や広聴活動による町民との対話などにより責務を果たすことになる。

・第4項は、町の組織や体制、職員のあり方について規定している。役場の組織はど

こで何をしているのかわかりやすくするようにすることが大切である。また、体制を常に見直し、いろいろな要望に対応できる体制を構築することも大切である。このことにより、町民が来庁しやすくなり、情報の共有、相互理解などにも結びついていく。職員についても、研修等を通じてまちづくりの専門スタッフとしての資質を向上させることが必要である。

（審議会委員等の公募）

第6条 町は、条例等に基づき設置される審議会等の委員について、その一部、または全部を町民の中から公募により選任するよう努めなければならない。

【説明】

・町民の町政への参画の一環として各種審議会や懇話会、委員会等の委員の公募について規定したものである。

・これまで一部の条例等で委員等の公募は規定されているが、全体的な公募規定は

初めてである。公募する委員の数は、可能な限り多くすることが大切であるが、それぞれの審議会等の内容等により判断すべきものである。

（情報の共有）

第7条 町は、町政について町民の知る権利を保障しなければならない。

2 町は、保有する情報を町民と共有するため、その情報を町民にわかりやすく提供するとともに、町民が簡単に早く情報を得られるように多様な媒体の活用や情報提供体制の整備に努めるものとする。

3 町は、個人の権利や利益の侵害を防ぐため、個人情報保護について必要な措置を講じなければならない。

【説明】

- ・協創のまちづくりの柱ともいえる情報の共有について規定したものである。
- ・情報の共有があつて初めて住民参画が意味をなす。町

民からの情報収集については第9条（町民意見等の把握と反映）で規定している。

- ・第1項は、町政について町民の知る権利を規定している。しかし個人情報など保護しなければならないものは当然公開から除かれる。

- ・第2項は、町の町民への情報提供についての責務を規定している。町の情報提供は、本来であれば、必要な情報を必要な人だけに提供できるのが理想だが、現実には対応が難しいことから、当面は、町民が必要であると思われる情報をできるだけ多く提供し、その中から必要な情報を選択できるようにしていくことが大切である。

- ・「多様な媒体」とは、広報紙やインターネットなど情報を伝達する手段をいう。将来的には、町や各種団体など町内の情報を一本化したNPOが発刊するタウン誌なども考えられる。

- ・「情報提供体制」とは、町民が町政についての情報を得るための情報公開体制や総合案内体制などという。
- ・第3項は、個人情報の保護

について規定している。情報の共有は協創のまちづくりの大切な柱であるが、公開することにより特定の個人を識別できるような情報などは保護しなければならない。現在は、必要な措置として個人情報保護条例を制定し対応している。

（会議の公開）

第8条 町は、審議会等の会議を町民に公開するよう努めなければならない。

【説明】

- ・情報共有の一環として各種審議会や懇話会、委員会等の会議の公開を規定したものである。

- ・条例等で公開しないとしたものや、情報公開条例で非公開となる情報に関する会議など公開できない場合もある。

（町民意見等の把握と反映）

第9条 町は、町政に関する町民の意見や提案を把握するために、必要な措置を講じなければならない。

い。

2 町は、前項で把握した町民の意見や提案に対し、その対応について説明を付して速やかに回答するよう努めるものとする。

3 町は、第1項で把握した町民の意見や提案の中で、適切かつ建設的な意見や提案については、町政に反映するよう努めなければならない。

【説明】

- ・町が行う町民意見等の把握とその結果に対する対応について規定したものである。

- ・第1項は、町民意見等の把握のために、町は必要な措置を講じるよう規定している。これまでも地区座談会や移動町長室、広報直通便などを実施しているが、これらも含めて実効性のある対応を講じていかなければならない。

- ・第2項は、町民の意見等への対応について規定している。町は、町民の意見等を聞くだけでなく、できるできないも含めてその意見等に対しどういうふうに対応するのかを説明しながら、



◀移動町長室

- ・早い時期に回答するよう努めるとしている。
- ・第3項は、町民の意見等の町政への反映について規定している。町は、町民の意見等を聞くだけでなく、町政に反映すべき良い意見等については町政に反映することを努力義務としている。

(まちづくり活動の推進)

第10条 町は、町民がまちづくりに関する情報を把握し学習できる機会を設けるよう努めるものとする。

2 町は、将来にわたって町民のまちづくりへの意識高揚を図るため、学校教育の中で公益に関する教育の推進に努めるものとする。

【説明】

・今後のまちづくり活動の推進に必要な事項を規定したものである。

・第1項は、町民のまちづくりに関する学習環境等の充実について規定している。町民がまちづくりに参画するためにも、まちづくりに関する知識や行政の仕組みの理解などが必要であり、そのためにも情報収集や学習できる機会の確保が必要である。

・第2項は、学校教育の中で公益に関する教育について規定している。ある調査では日本の中学生の社会貢献に対する意識がアメリカよりもかなり低い結果である。

ることなどから、未来を担う小中学生に総合学習などを通じてボランティアなど公益についての教育を推進するよう規定している。

・「公益」とは、自分自身の幸せから一歩進めて、みんなのために役立つといった概念をいう。

(まちづくり活動への支援等)

第11条 町は、町民の行うまちづくり活動を促進するため、必要に応じ助成その他の支援に努めるものとする。

2 町は、NPO（特定非営利法人）等町民のまちづくり団体の育成に努めるとともに、まちづくりの施策をより効率的・効果的に行える場合には、当該団体に町業務を委託することができる。

【説明】

・町民主体のまちづくり活動に対する町の支援等について規定したものである。

・第1項は、町のまちづくり活動の助成やその他の支援について規定している。具

体的な支援としては、情報提供や技術支援、活動場所の提供、財政的支援などが想定される。また、町民が行うまちづくり活動の総合的な調整も大切な支援のひとつである。

・第2項は、まちづくり団体等の育成について規定している。今後、まちづくりの重要な担い手となるNPOをはじめ各種まちづくり団体を育成することで、町民と町の間に位置する第3のセクター（まちづくり組織）が生まれる可能性もある。また、これらの団体に町業務を委託することができるという規定を設けることで、団体の活動の活性化を促し、コミュニティ・ビジネスとして雇用の場の確保にもつながることを期待している。

*コミュニティ・ビジネスとは、地域住民が主体となり、地域が抱える問題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業のことである。

(地域コミュニティ)

第12条 町民は、より豊かな生活を送るために組織されている地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めなければならない。

2 町は、地域コミュニティの自主性や自立性を尊重し、必要に応じその活動に対して助成その他支援に努めるものとする。

【説明】

・町民と地域コミュニティの関係、町と地域コミュニティの関係について規定したものである。

・第1項は、地域コミュニティを守り育てる町民の努力義務を規定している。地域コミュニティとは地区や区、町内などの地縁的なつながりを持つ集団である。白鷹町で地域コミュニティが果たしてきた役割は大きく、今後、協創のまちづくりを進めるうえでも大きな役割が期待される。なお、地域コミュニティもこれまで以上に町民に開かれたものでなければならぬのは当然

である。

・第2項は、町の地域コミュニティに対する支援等について規定している。町と地域コミュニティは対等であり、地域コミュニティの自主性や自立性は尊重しなければならない。支援については、情報提供や技術支援、活動場所の提供、財政的支援などであり、地域コミュニティの活動の活性化を促進するものである。

(町出身者等との連携)

第13条 町民及び町は、町出身者及び町への関心が高い人々と連携し、まちづくりを進めるものとする。

【説明】

・白鷹町に関わりのある町外の人々との連携を規定したものである。

・町民と町が協力してまちづくりを進めることはもちろんだが、首都圏白鷹会などの町出身者や白鷹町に愛着を感じていただいている人々とも連携してまちづくりを進めるとしているもの。

こういった人々は、町民や町と違った視点や知識、意見を持つており、そういったものをまちづくりに生かしていく必要がある。また、白鷹町応援団として、いろいろな形でまちづくりに参加してもらおうといったような連携も考えられる。

（行政評価）

第14条 町は、町政を効果的かつ効果的に進めるとともに町政に関し町民に対して説明責任を果たすため、適切な時期に政策、施策及び事務事業等の評価を行い、その結果を町民に公表するものとする。

2 町は、前項の評価の結果に対して町民が意見を述べる機会の確保に努めるものとする。

【説明】

・説明責任を果たすための行政評価等について規定したものである。

・第1項は、町の効率的な町政運営と行政評価、その公表について規定している。行政評価は、町が行う仕事

の政策、施策、事務事業の区分に対して事前、事中、事後に評価するのが基本的であるが、評価手法が確立されていないことから、「適切な時期に政策、施策及び事務事業等の評価を行う」という表現にしている。行政評価は、それなりの時間と作業量が想定されることから、実施に当たってはできるだけ簡素で体系的に評価でき、町民にもわかりやすいシステムを構築する必要がある。

・第2項は、評価の結果に対する住民の意見聴取の機会確保について規定している。評価自体への町民の参加機会の確保は当然であるが、評価の結果に対しても意見を言える機会の確保に努めるとしたものである。

（町民投票）

第15条 町長は、まちづくりに関する重要な事項について、広く町民の意思を直接問う必要があると認めるときは町民投票を実施することができ、

2 町民投票の実施に関し、

投票に付すべき事項、投票資格者、投票の方法その他必要な事項は、それぞれ的事案に応じ、別に条例で定める。

【説明】

・町民意思確認の最終的な手段として町民投票について規定したものである。

・第1項は、町長が必要と認めるときは町民投票を実施することができると規定している。通常的には情報共有や町民参画などによる町民と町との相互理解の中で解決できる課題が多いわけであり、また、そうしていかねければならないものである。しかし、それらによつてどうしても解決できない重要な課題については「まちづくりに関する重要な事項」という表現で町民投票の対象として定義し、町長の判断により実施することができると規定したものである。

・第2項は、町民投票に関する詳細は別に条例で定めると規定している。これは、投票に係る事案が多種多様であることを想定している

ためである。事案によっては投票資格者の年齢を変えなければならぬこともある。よって、画一的に定めておくのではなく、それぞれの事案に応じて別に条例で定めるとしている。

（この条例の位置付け）

第16条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

【説明】

・この条例をまちづくりの基本原則と位置付け、最大限に尊重することを規定したものである。

・町民と町がともに協力してまちづくりを行う協創のまちづくりは、まちづくりを行ううえでの基本原則であり、まちづくり全般に関わるものであることから、町が条例や規制等を制定する場合には、この条例の内容を最大限に尊重しなければならないとしたものである。

（この条例の検討及び見直し）
第17条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例がまちづくりの基本原則として適切かどうか検討し、その結果を踏まえこの条例を見直すなど、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

・この条例の一定期間内の検討と見直し等について規定したものである。

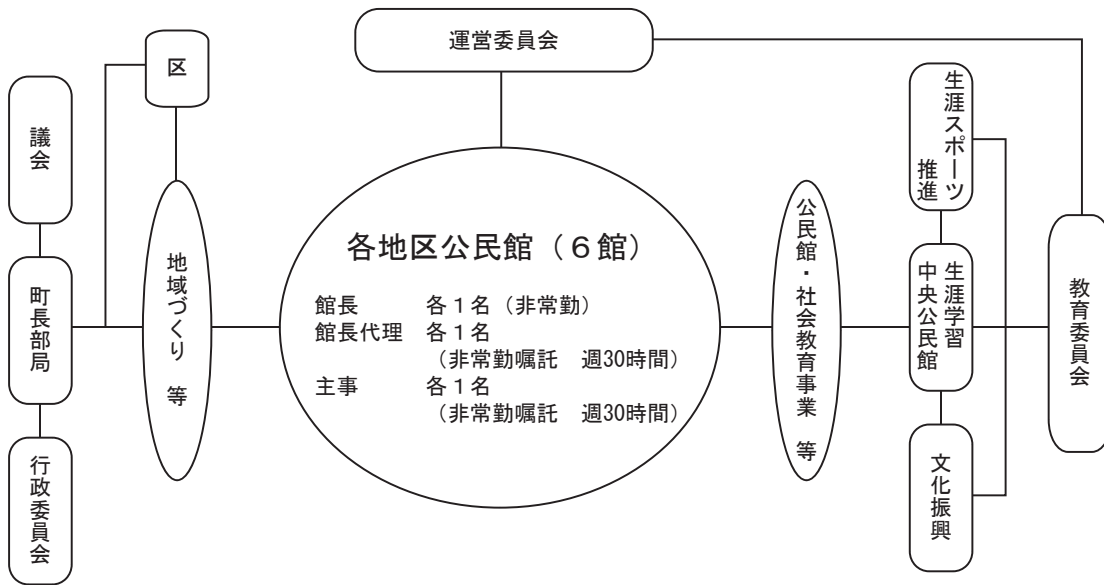
・この条項は、この条例の形骸化の防止、町民が本条例に関心をもち続ける動機付け、時代にあつてはどうかの検証などを目的としている。

・当然、この条例の検討及び見直しに当たっては、情報共有や町民参画、会議の公開など本条例の規定に沿つて町民と町が協力して行うこととなる。

住民の皆さんによる、より主体的な地区公民館運営をめざして

平成17年度地区公民館が変わります

生涯学習における
協働のまちづくり・地域おこしの拠りどころとしての組織の枠組み



現在、町内には中央公民館1館、地区公民館6館、分館は76館、それぞれの地区で特色ある公民館活動が展開されています。

中でも、各地区公民館では、各分館の活動の情報交換の場として活動を支援し、また、各種団体の活動支援、生涯学習の場として、人づくり、地域づくりの活動拠点として活動してきました。

町では、より主体的な地区公民館運営を目指し、平成17年度から体制を再編し取り組むよう計画を策定中です。

現在、各地区公民館には、事業全体に関して運営審議会、ただく地区公民館運営審議会、委員会が設置され、非常勤の館長、地域振興主事、事務補助の3人体制で運営活動してきました。

平成17年度からは、地域振興主事、事務補助を配置せず、公募・選考(平成16年秋予定)

により採用する館長代理と主事(町非常勤嘱託職員)により地区公民館長を中心に3人体制で公民館活動を展開します。

それまでの移行期間として平成16年度は、従来どおりの職員体制のもと、地区公民館運営審議会を、より事業に参画いただく組織として見直し(仮称 地区公民館運営委員会)、スムーズな移行に向けた準備期間とします。

地域住民の参画を得て、地域の特性を生かしたより身近な地域づくりの拠りどころとしての地区公民館になることを目指し進めていきます。皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

ご質問・ご意見は、教育委員会生涯学習・スポーツ推進係までお寄せください。

(☎85-6147)

「現行」

運営審議会 10名
地区公民館長(非常勤特別職)
地域振興主事(町職員)
事務補助(町臨時職員)

「改正案」

運営委員会 12名
地区公民館長(非常勤特別職) 任期2年 *1
館長代理(非常勤嘱託職員) 委嘱期間1年 *2
主事(非常勤嘱託職員) 委嘱期間1年 *2
*1 原則として毎週月曜日午前9時から12時まで勤務。その他事業等必要に応じて勤務。
*2 週30時間勤務。原則として月曜日から金曜日勤務の変形労働時間制。再選を妨げない。

松くい虫被害が拡大しています

町内の各地で松枯れが発生しています。いわゆる「松くい虫」被害です。松くい虫とは、昔は松に害を与える60種類以上の昆虫をいいましたが、現在ではマツノマダラカミキリというカミキリムシの仲間をいいます。

しかし、実際に松を枯らすのはマツノザイセンチュウです。マツノザイセンチュウは体長約1ミリの小さな線虫の仲間で、このマツノザイセンチュウが健全な松の中に侵入することにより、松が枯れてしまいます。

マツノザイセンチュウは松を枯らすことはできませんが、自分では移動できないため、マツノマダラカミキリに運んでもらいます。このお互いに助けあって生きていることを共生関係といいます。その共生関係については下図のとおりです。

松くい虫の被害を防ぐためには、下図の連鎖を断ち切る必要があります。

松くい虫の被害を防ぐためには

松くい虫被害を防ぐためには、松が枯れないように予防する方法と、弱った松の中にいるマツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリを駆除する方法があります。

予防方法

▼樹幹注入（立木の中に増殖抑制・殺虫剤を注入する）
時期 12月～3月

▼地上散布（薬剤を立木の枝先に噴霧する）
時期 6月～7月下旬

駆除方法

▼伐倒駆除（被害木を伐り倒し、薬剤によるくん蒸処理や破砕によるチップ化を行う）
時期 5月～6月

（翌年発生抑制のため秋～冬季間も実施）

松くい虫被害対策

松はやせた土地でも成育することから、土砂災害の防止や水源のかん養のためなどの公益的機能があります。公益

的な性格の強い松を、次の世代に残していくことが重要です。

町では、松林の中で特に公益的機能の高い森林から「保全すべき松林」として優先度をつけて防除策を講じています。

●保全すべき松林

- ・高度公益機能森林（生活環境保全林など特に公益性が高い森林。愛宕山、教育の森）
- ・地区保全森林（公益性が高い森林。大平山、白山森、宝山など）

利用人口の多い箇所を重点に地上散布や伐倒駆除による防除を行います。

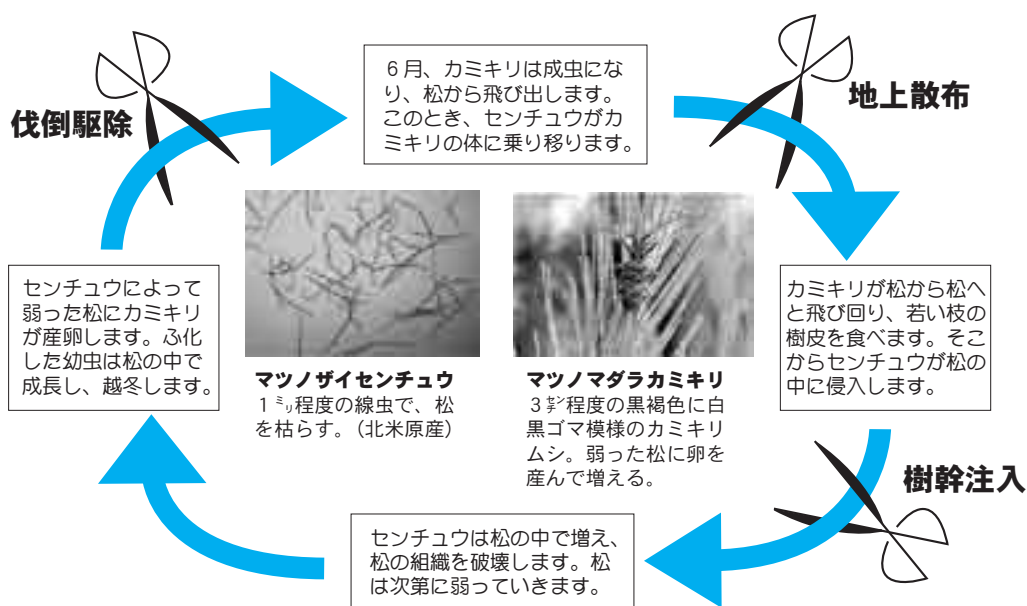
●その他の松林

- ・所有者による松林から広葉樹などのほかの樹種への転換（樹種転換）にご協力願います。

●森林以外

- ・公共施設について
公共施設の敷地内にある守る

松枯れの連鎖(サイクル)図



べき松について、防除を進めます。

- ・地域の貴重な松
- ・各地域にある、神社・仏閣や公園などの保全すべき松については、原則として地域による保全・管理をお願いします。

- ・個人の所有の庭木などは私有財産であることから、自己管理による防除となります。

被害予防策については、お問い合わせください。

■問い合わせ 農林課みどりの郷推進係 ☎85-6127



STOP THE

滞納

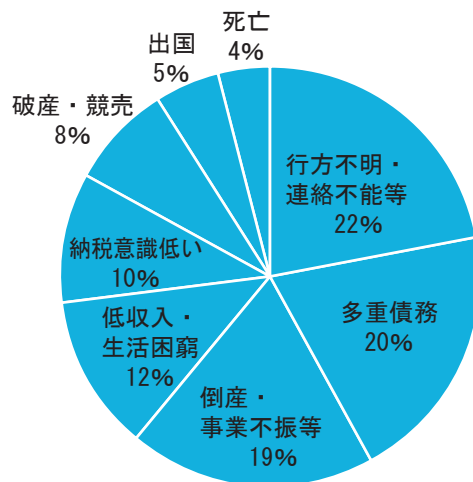
パートⅡ

—納め忘れはありませんか？—

町税など滞納の現状

町民の皆さんに納めていただいている町税などは、町がさまざまな行政サービスをする上でとても大切な財源となっています。しかしながら、昨今の経済不況の中で累積滞納額は年々増え続けています。1年以上滞納しているかたの滞納原因内訳（右グラフ）をみると行方不明、多重債務、倒産・事業不振など長引く不況の影響が大きいようです。

1年以上滞納しているかたの滞納原因内訳



滞納を防ぐために

町は、貴重な財源となる税収の確保と町民一人ひとりの公平性を保つため、収納対策に取り組んでいます。

《早期の電話催告》

納め忘れがないよう督促状発送前後に電話による早めの催告をさせていただきます。

《早めの納税相談》

病気や事業不振などでどうしても期限内に納付できないかたには、納税相談を実施しています。分割納付などの納税の緩和制度がありますので、お早めにご相談ください。

《納税交渉》

財産調査を実施し、納税交渉を行わせていただきます。

《時には差押えも》

所得や資産があるにもかかわらず、催告に応じない滞納者に対しては「差押え」を実施しています。（右表）

こうした取り組みの結果、平成14年度には滞納件数、未収額ともに減少しましたが、まだ多額の滞納額が累積しています。

差押実績

財産区分	H14年度件数	H15年度件数 (12月現在)
不動産	2	2
債権 (預貯金・売掛金等)	22	5
電話加入権	0	1
計	24	8

《口座振替の推進》

納め忘れがないように、町税などの納付は簡単で便利な口座振替をお勧めします。毎月金融機関を訪ねる手間が省けますので、お忙しいかたにもとても便利です。

■町税納付に関する問い合わせ 税務出納課収納管理係(☎85-6106)

町立病院の産婦人科診療の変更について

町立病院は、内科、外科、整形外科、産婦人科の4科診療で、医師は山形大学医学部のご協力により7人の常勤医師を配置しています。

この度、山形大学医学部産婦人科医局より

1. 産科については、2人以上の常勤医師が配置できないと24時間体制の診療が困難。2人以上の産婦人科医師と小児科医師が配置され、出産から育児まで総合的に診療できる病院が望ましい。
2. 産婦人科医師が不足している。

との事由により「平成16年5月より産婦人科常勤医師の派遣ができない。」との通知を受けました。

町では、これまで常勤医師の派遣を強く要望してきましたが、常勤医師の配置のメドがたたないことから、平成16年度から産科診療ができなくなり、廃止することとなりました。このため、町立病院でのお産や妊婦検診ができなくなります。

今後は、山形大学医学部非常勤医師の派遣を受け、週2日間の婦人科診療を行います。

町民の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

平成16年度の婦人科診療（産科の診療は行いません。）

4月	・月曜日～金曜日の午前中 （受付：午前8時30分～11時30分まで） ・月曜日と火曜日の午後（予約外来診療）
5月以降	・火曜日と木曜日 （受付：午前8時30分～11時30分、及び午後1時30分～4時まで） ＊月、水、金曜日は休診となります。

▶診療内容 婦人科一般、婦人科検診、予防接種（予約必要）、町の間人ドック

■問い合わせ 町立病院（☎85-2155）

「白鷹町美しい郷づくり推進会議」の

委員を募集します

昨年3月に策定された町環境基本計画の期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間となっています。

その推進母体として「美しい郷づくり推進会議」を設置することになりました。

推進会議は、公募による町民、事業者、各種団体の代表者などで構成する町民主体の組織であり、環境に関するさまざまな意見交換や情報提供、新たな取り組みなどの提案、ボランティア活動の展開、環境保全団体の支援・育成などを行っていきます。

委員は15人の予定で、そのうち8人を一般公募します。会議はできるだけ楽しく、気軽に話ができるように進める予定です。

募集の概要は次のとおりです
ので、ふるってご応募いただき、
皆さんの声をお聞かせください。

■問い合わせ

町民課くらし・環境推進係
（☎85-6131）

募集人数	8人
任期	委嘱の日から2年
応募資格	町内に住所があり、応募時点で満20歳以上のかた。 年5～6回程度の会議などに出席できること。 原則として夜（7時～9時ごろ）開催します。
応募方法	電話で町民課にお問い合わせください。（☎85-6131）
応募しめきり	2月23日（月）午後7時まで
その他	応募者多数の時は、調整させていただくことがあります。

早期実現へ一丸 新荒砥橋建設促進期成同盟会設立総会

1月30日、パワーセンター白鷹において、荒砥橋架け替えの早期実現を目指す新荒砥橋建設促進期成同盟会の設立総会が行われました。

荒砥橋は、置賜生活圏30分構想の道路の実現、そして山形、白鷹、長井、飯豊、国道

113号に連結する広域道路のネットワーク整備など、地域間交流を促し交流人口の拡大を図っていくネットワーク上に位置しています。また、最上川を挟んだ荒砥、鮎貝両市街地を結ぶ道路として東西



地区の連携、日常生活を支える交通の面でも欠かせません。

しかし、車社会の成熟や大型車の増加により、大型車のすれ違いも困難になっており、朝夕や冬期間の渋滞や交通事故の多発など、新荒砥橋の早期実現が望まれています。

期成同盟会は、町内の団体の代表のかたがたで役員を構成し、発起人代表の橋本町長が会長に就任しました。主な事業計画として、関係機関と連携した要望活動の強化や、住民運動の盛り上げを図っていきます。また、町観光協会

事務局長の馬場誠さんから広域的な観光の中での荒砥橋の現状などについて、鮎貝地区土地区画整理組合の竹田妙子さんからは生活者としての視点から見た荒砥橋について意見発表がありました。

最後に、来賓として出席した県議会議員や県の担当者のかたがたに町長が要望書を手渡し、早期実現に向けて理解と協力を求めました。

祝100歳 祝い金を贈呈

1月5日、数え年で100歳を迎えられたかたに町長から祝い金が手渡されました。



100歳を迎えられたかた

中川ツルエさん（山口）

高橋コウさん（横田尻）

吉川タカノさん（鮎貝）

長寿おめでとございます。

ようつくとおめでとう

人権擁護委員

法務大臣より次のかたが委嘱されました。

重野ちえ子さん（荒砥）再任
新野美代子さん（鮎貝）再任

ヤハハエロ（さいと焼き） ・灯ろう飾り

1月11日、蚕桑雪舟町地区の子ども育成会が中心となり、ヤハハエロ（さいと焼き）と灯ろう飾りが行われました。子どもたちがバケツを利用してつくった灯ろうや竹でつくった灯ろう60本が飾られ、幻想的なヤハハエロになりました。

冬の夜空に花火も打ち上げられ、すばらしい光の祭典となりました。



広報直通便から

声

Voice

皆さんから届いた
お便りをご紹介します。

野ねずみの一斉駆除について

野ねずみが多くなつて困っています。

以前のように一戸一人出て野ねずみ駆除できるようにお願いします。

自分の家の畑ばかりきれいにしても、隣の畑の草が背丈もあると、何力所もトンネルを掘ってきます。

境界から3尺も草を刈ってやると、コオロギが生まれて野菜が根元から食われてしまいます。

わたしばかりではありません。ねずみが多くなつたのは、多くの人が聞きます。

匿名希望（浅立）



平成15年度白鷹町体育協会表彰

▼功労賞

奥山正雄さん

(白鷹町フォークダンスクラブ)
永年にわたり、白鷹町フォークダンスクラブの会長として、町レクリエーションの振興発展を図るため寄与されました。特に、平成11年度から東北連合会会長として広くスポーツの普及振興にも貢献されました。

▼指導功績賞

小形欽也さん

(白鷹町スポーツ少年団本部)
永年にわたり、白鷹町スポーツ少年団副本部長として少年団の育成指導に寄与されました。また白鷹町ジュニアバドミントンスクールスポーツ少年団の設立から、指導者として運営指導に貢献されました。

▼殊勲賞

齋藤亨将さん(鮎貝小2年)

第3回山形県少年健全育成柔道大会小学男子2年重量級優勝

塚本昌志さん(荒砥小5年)

第12回全国小学生バトミントン選手権東北大会5年以下ダブルス優勝

小形峰樹さん(東中2年)

(社)日本スイミングクラブ協会新年水泳競技大会13～14歳200メートル平泳ぎ優勝、全国春季JOCジュニアオリンピックピックカップ県予選会14歳50メートル平泳ぎ優勝

小口貴幸さん(南陽高3年)

平成15年度山形県高等学校体育大会ライフル射撃優勝

横澤 純さん(霞城学園高)

第50回山形県高等学校定時制通信制総合体育大会軟式野球競技優勝

横澤拓也さん(霞城学園高)

第50回山形県高等学校定時制通信制総合体育大会軟式野球競技優勝

川部隆志さん(霞城学園高)

第50回山形県高等学校定時制通信制総合体育大会軟式野球競技優勝

江口聡さん

第49回東北教員ソフトボール選手権大会優勝

フェニックス(ソフトボールクラブチーム)

第49回山形県総合男子ソフトボール選手権大会優勝

▼栄光賞

今 康幸さん(長井高2年)

第47回全国高等学校登山大会

出場

安達孝志さん(長井高3年)

第47回全国高等学校登山大会出場

横澤秀憲さん(長井高3年)

第47回全国高等学校登山大会出場

鈴木琢也さん(東海大山形高2年)

平成15年度全国高等学校総合体育大会空手競技出場

小林祐貴さん(南陽高2年)

平成15年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技出場

後藤章紀さん(南陽高2年)

全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会出場

鈴木靖規さん(南陽高3年)

全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会出場

高木康広さん(南陽高3年)

全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会出場

▼特別賞

別府 明さん(白鷹陽光学園)

第3回全国障害者スポーツ大会フライングディスク競技優勝

富田辰雄さん(白鷹陽光学園)

第3回全国障害者スポーツ大会ボウリング競技優勝

お答えします

町では、農作物を野ねずみ被害から守る目的で、町内単位で年間1～2回、一斉に農薬による駆除を実施してきた経緯があります。

しかし、駆除の効果が見えないことと実施体制の問題などがあり、また、駆除が必要な農家は独自で対策を行っていることから、町内ぐるみの一斉駆除は平成12年度から廃止となったところです。

今後においても、個別農家ごとに必要に応じた駆除を実施していただくことが最良と考えています。よろしくご理解をお願いします。

(農林課農業振興係)

荒砥駅交流施設の 展示品を模様替え しました

「羽子板&版画展」に模様替えを行いました。
ぜひご覧ください。

玄米ニギニギ体操で冬の運動不足を解消しよう！

先月に引き続き、今回は後半5つを紹介します。

⑤前傾振り開き・閉じ運動

前傾姿勢でおなかに力を入れ、手首は内に巻いたまま、閉じるときも力を抜かずゆっくりと。



⑥両手巻上げ・下げ運動

両ひじを張るようにゆっくり引き上げ、力を込めて押し下げる。



⑦片手後方振り上げ・下げ運動

片方の手をひざに置いて上体を支え、握った腕をゆっくり振り上げ、ゆっくり戻す。



⑧両手前方振り上げ・下げ運動

ひじを伸ばして体から最も遠くを通るように振り上げ、ゆっくりおろす。



⑨頭後方両腕曲げ・伸ばし運動

肩で背伸びをするつもりで、腕を頭の上へ伸ばすのがポイント。腕・ひじが頭の前に出ないように。



※握力・腕力をつけるために、それぞれ10～20回繰り返しましょう。

いつも
ニコニコ
健康
家族



テレビ…つけっぱなしにせず、見たい番組だけ見るようにしましょう。音量や明るさは適当に調節しましょう。

■連絡先 町民課くらし・環境推進係（☎85-6131）

家族で話し合い、できるものからぜひ取り組んでみましょう。

冷蔵庫…冷蔵効果を高めるために開閉の回数を減らし、ものを詰めすぎないように。霜とりをまめに行います。また、冷蔵庫の周囲にすき間をあけましょう。

エアコン…暖房中の温度は20度を超えないように設定を。フィルターはまめに掃除しましょう。

炊飯ジャー…できるだけ保温機能を使わず、必要なときに加温するようにしましょう。

買い物…買い物袋を持参し、ごみの減量を心がけましょう。使い捨ての商品を避け、詰め替えやリサイクルができる商品を選びましょう。

照明器具…家族が同じ部屋で団らんし、誰もいない部屋の照明はまめに消しましょう。照明にはエネルギー使用量が少なく済む蛍光灯を使いましょう。

正に。主電源をこまめに切りましょう。

地球にやさしい省エネ生活

環境コーナー

ごみ収集についてのお願い…ごみ収集所のとびらが雪で開けられず、収集できない場所があります。出されたごみをすべて取り出せるよう、各収集所の除雪にご協力ください。



教育委員会施策 中間評価の実施

教育委員会では、平成15年度の教育施策の重点を決め、議会をはじめ、町民のかたがたに機会あるごとに説明してきました。

そしてこのたび、
・取り組み状況を点検し、成果と課題を明確にする
・平成16年度の教育施策の方向と重点を検討すること
を目的に、教育委員、社会教育委員、学校長そして事務局員の計37人による中間評価を行いました。方法は、重点毎に4段階で数値評価するとともに、文章による評価を併用しました。
その結果をまとめたものが

表1（一部抜粋）です。

【高い評価項目】

このたびの中間評価で高い評価を受けた取組みは、カンガルूपケットへの活動支援、地区及び分館の公民館活動、子どもいきいき体験塾の開催、白鷹学講座の開催、お話の会の開催、若鮎マラソン大会の実施、学習指導員（東根小、荒砥小）・生活指導員（西中、東中）の配置、東中大規模改造・荒砥小プール改修、地産地消推進事業（主に給食）でした。

【低い評価項目】

今後、検討を要すると指摘された項目は、公民館と学校が共に

取組む子ども主体の活動、総合型地域スポーツクラブの調査研究と立ち上げの基盤づくり、「ソフトボールの町白鷹」推進のための町民の関わり方、荒砥高等学校を支援し続ける体制づくりなどでした。

【今後】

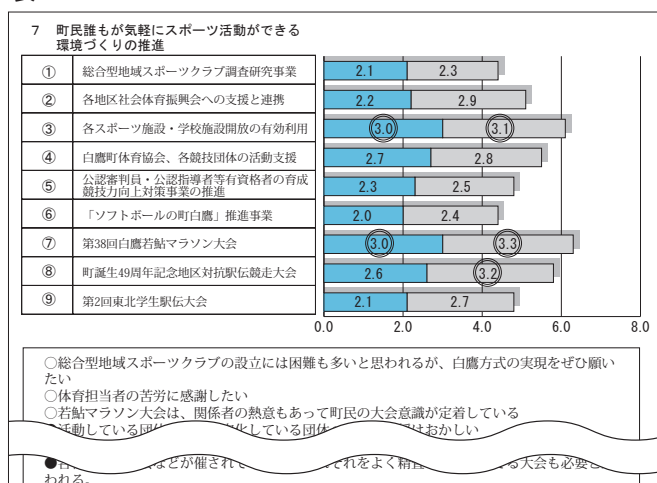
教育委員会ではこれらの評価を受

け、平成15年度末までに取り組むことを明確にし、来年度の教育施策の重点化を進めていきます。なお、このことは評価していただいたかたがたに報告します。また、問い合わせがあればいつでもお答えします。

平成16年度の主な学校関連日程

入学式 4月7日（小・中学校ともに）
卒業式 小学校 平成17年3月18日
中学校 平成17年3月16日
地区中学校駅伝大会 4月17日
地区中体連大会 6月19日・20日
地区新人大会 10月2日・3日

表1



荒高かわら版

新生徒会リーダー研修会

荒砥高校では、3学期が始まる1月8日、9日に新生徒会役員によるリーダー研修会を中央公民館で行いました。

研修会初日は、PTA健全育成部の向田さんと校長先生、生徒課長の海野先生に講話をいただきました。いかに荒高を変えるか、いかに行動力のある生徒会をつくるかなど、たくさんお話を聞くことができました。

校長先生からは「わかったからといって止まってはいけない。そこから行動することで良くなっていくのだ。前へ前へと進んでいく生徒会であってほしい」と印象に残る言葉もいただきました。

その後の話し合いでは、荒高のスローガンを決め、服装についてなどを話し合いました。今年のスローガンは、昨年「愛する荒高」を継ぎ、より具体的な活動目標を掲げることになりました。そ

して、荒砥高校の改善すべき点をあげ、新たにスローガンの下に5つの目標を掲げることになりました。

2日目は、生徒会からの呼びかけについて話し合いました。呼びかけは生徒会全体で行い、ポスターや放送での呼びかけは広報委員会と生活委員会が担当することに決まりました。

新生徒会の始動がいよいよ近づいてきました。この研修会で得たことを実現できるように、生徒会役員を中心に荒高生全員でがんばっていきます。

「愛する荒高、 変えて見せます荒高生」

具体的な活動目標・項目

1. 服装について
2. 校舎内・外の美化について
3. 交通マナー（歩行・自転車）について
4. 授業態度について
5. 全体集会の重要性について

<心肺蘇生法>



救急車が到着するまでに素早い応急処置で大切な人を助けましょう!

8歳以上の子どもは大人の処置法を行います

傷病者の発生

意識があるか

呼びかけたり、肩をたたいて刺激を与え反応をみる

ない

119番に電話して救急車を呼んで!

気道を確保する

気道確保(空気の通り道を作ります)



片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当て、これを持ち上げ、気道を確保する。

十分な呼吸をしているか

胸の動きは十分か
呼吸音をはっきり聞こえるか

ない

人工呼吸(2回息を吹き込む)



人工呼吸(口対口)

気道を確保しながら、相手の鼻をつまみ、口を覆うようにして、空気が漏れないようにゆっくり、軽く胸が膨らむ程度吹き込みます。

なんらかの反応があるか

- ①呼吸をしているか?(目で胸の動きを見たり、呼吸の音を聞く)
- ②せきをしているか?(むせるようなせき)
- ③体が動いているか?(手足が動いたり、顔をしかめたり)

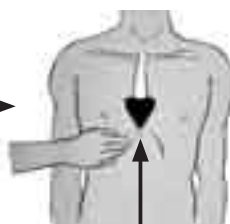
ない

心臓マッサージと人工呼吸を行う(15:2)

※子どもの場合は心臓マッサージを5回、人工呼吸を1回繰り返す

心臓マッサージの強さは大人は3.5~5㌢程度くぼむくらい圧迫します

これらを医師または救急隊が来るまで続行する



心臓はこの位置です。(左側ではありません)



手のひらの付け根だけで圧迫します。



両手を組んで相手に対して垂直に圧迫します。



子どもの心臓マッサージの目安

←1歳未満の子には指2本で
8歳未満の子には片手で→



消防署では心肺蘇生法・ケガの応急処置等のいろいろな救急講習を行いますので、講習の申し込み・質問などがあれば、お気軽に下記までご連絡ください。

■問い合わせ 役場総務課 (☎85-6122)、消防署白鷹分署 (☎85-5242)

INFORMATION

情報

あらかると



役場は ☎85-2111

白鷹学講座のご案内 田勢康弘講演会

白鷹町にたいへんゆかりのある田勢康弘さんは、日本経済新聞論説副主幹という現職からもうかがえるとおり超一流の政治ジャーナリストです。田勢さんは、日本経済新聞政治記者として30年、佐藤内閣から小泉内閣まで18人の総理大臣を取材されています。

前回、平成14年6月に来町され講演された際には、イラクをめぐる国際紛争、中国の技術水準の高さ、日本の政治家などについてお話ししてい

ただきました。今回も政治についての最新情報も聞かれることでしょう。ぜひおいでください。

▼いつ 3月6日(土) 夜7時〜(6時30分開場)

▼どこで パワーセンター白鷹
▼テーマ 「白鷹から世界を見る」

▼入場整理券 入場は無料ですが、入場整理券(中・高校生券・一般券)が必要です。

▼入場整理券取扱 白鷹町教育委員会、中央公民館、各地区公民館、パワーセンター白鷹

▼定員 200人

歴史講演会・研究発表会 のお知らせ

▼主催 白鷹学企画委員会・白鷹町教育委員会
■問い合わせ 教育委員会生涯学習・スポーツ推進係(☎85-6147)

▼いつ 3月4日(木) 午後1時〜3時30分

▼どこで 中央公民館大会議室

▼内容
・講演「遅日庵杜哉考」
講師 奥村幸雄さん

・研究発表

①「齋 高橋氏の碑について―新田―」
布施昭一さん

②「大正末年から昭和初年にかけての荒砥」
伊藤光雄さん

▼参加費 無料

▼主催 白鷹町史談会、白鷹町教育委員会

■申込・問い合わせ 教育委員会文化振興係(☎85-6146)

健康まつりのお知らせ

▼いつ 2月29日(日) 午前9時30分〜午後3時

▼どこで 健康福祉センター

▼テーマ みんなでつくろう！健康な暮らしのできる町

▼内容
・シンポジウム「元氣ニコニコしたらたか21」ってなんだろう？(午前10時〜昼12時)

白鷹町の健康増進計画「元氣ニコニコしたらたか21」を発表し、町民の皆さんと語り合うシンポジウムです。ぜひご参加ください。

・車イス体験！スタンプラリー(午前10時〜午後2時)

普段、あまり目にするのではない車イスを体験してみませんか？自分で動かしたり、人に押してもらったり、車イスの意外なことがわかります。

・歯ピカ隊がやってくる！(午前10時〜午後3時)

県内で活躍する歯ピカ隊(歯科衛生士)の皆さんが、あなたのお口の中をピカピカにしてくれます。お口すっきり、気分は爽快！

*この他、楽しいコーナーがいっぱい！「健康まつり」にぜひおいでください。

■問い合わせ 健康福祉課健康推進係(☎86-0210)

お話の会200回記念行事 「絵画教室」

鶴岡市出身で「きいろいろけつ」の絵本作家つちだよしはるさんをお迎えして開催します。

ぜひご参加ください。

▼いつ 2月28日(土)

▼どこで 中央公民館大ホール

▼会費 200円

●お絵かきコース(午後1時〜2時20分)

▼定員 100人

▼対象 幼児から大人まで

●絵皿コース(午後2時30分〜3時30分)

▼定員 30人

▼対象 小学生以上

●つちだよしはるサイン会

▼午後3時45分〜5時45分

*絵本の販売も行います。

●「14の心をきいて」

▼いつ 2月25日(水)〜29日(日) 午前9時〜午後5時

▼どこで 中央公民館文化実習室

*入場無料

▼その他 絵画教室はチケットをお求めください。

地区公民館

■問い合わせ 教育委員会文
化振興係 (☎85-6146)

第22回白鷹スキー場祭

▼いつ 2月22日(日)

▼どこで 白鷹町営スキー場

▼日程

午前10時～開会行事

午前10時30分～みかん拾い

午前11時30分～餅つき大会

随時 お楽しみ抽選会

昼12時～閉会行事

※白鷹スキー場祭当日は午前

9時30分～午後1時までリフ

ト料金無料

※お車でお越しのかたは、係
員の指示に従い、付近の迷惑
になるような駐車はしないで
ください。

■問い合わせ 教育委員会生
涯学習・スポーツ推進係 (☎

85-6147)

白鷹町誕生50年記念
第28回こぶし川柳大会

▼いつ 4月4日(日) 午前

9時30分

▼どこで 中央公民館大ホール

▼課題・選者(各題2句2者選)

「過去」 相田みちる・横山白陽
選

「現在」 大野弥生・長沼嘉尚選

「夢」 伊藤千扇・坂野冬眠選

「雑詠」 遠藤みゆき・黒沢かか

し選

「席題」 1者選、2題

*合点20位まで呈賞

▼会費 2000円(昼食、

句集代)

▼懇親会 2000円(希望

者)

▼投句のみ 1000円(句

集差し上げます)

▼投句しめきり 3月31日

(水)

■届け先 白鷹町大字荒砥乙

494 菊地克二(☎85-6

558)

第24回白鷹町バスケット
ボール大会参加チーム募集

▼いつ 3月7日(日) 午前

8時30分開始

▼どこで 東中学校体育館

▼種目 一般男子・中学男子

・中学女子

▼参加資格 町内にお住まい

のかた、または、通勤通学し

ている学生、社会人のかた

▼試合方法 原則として地区

対抗トーナメント方式で行い

ます。中学の部は、東中学校

・西中学校の対抗とします。

▼申ししめきり 3月1日

(月)

▼申込方法 保険料一人25

0円を添えて教育委員会生涯

学習・スポーツ推進係まで申

し込みください。

*大会まで、毎週月・木曜日

に練習日を設けています。東

中学校体育館で夜8時からで

す。お気軽に参加ください。

■申込・問い合わせ 教育委

員会生涯学習・スポーツ推進

係 (☎85-6147)

2004地域社会
フォーラムのご案内

▼いつ 2月26日(木) 夜7

時

▼どこで パワーセンター白鷹

▼内容

・講演「高齢社会を考える」

講師 静岡大学教授

・映画「春ふたたび」

馬居政幸さん

「老いと介護」をテーマに、

思いやりと感謝の心の大切さ

を描く感動のドラマです。

*入場無料

■問い合わせ 白鷹町実行委

員会・武田 (☎85-1412)

西置賜
就職ガイダンスのご案内

西置賜雇用対策協議会とハ

ローワーク長井の共催で、合

同就職面接会を行います。

▼いつ 2月19日(木) 午後

1時30分～4時

▼どこで タスホテル2階コ

ンベンションホール

▼参加企業 管内企業が20社

程度参加予定(参加企業名と

職種については、2月2日発

行分からの『ハローワーク長

井 週間求人情報』に順次掲

載します。

▼対象者 ハローワーク長井

管内に就職を希望する人(学

生を含む)

■問い合わせ ハローワーク

長井 (☎84-8609)

不動産を競売します

▼物件 米沢市ほかの宅地、

建物、農地、原野、雑種地な

ど約50件

▼物件明細書閲覧期間と場所

3月3日(水)まで山形地

方裁判所米沢支部

▼入札期間 2月20日(金)

～3月3日(水)午後5時

▼入札場所 山形地方裁判所

米沢支部(郵送可)

▼開札日時 3月10日(水)

午前10時

■問い合わせ 山形地方裁判

所米沢支部 (☎0238-22

12165)

置賜地域原木きの研修会

▼いつ 2月26日(木) 午後

1時30分～4時

▼どこで 飯豊町民総合セ

ンター「あーす」

▼内容

・だれでもできるきのこ栽培

・消費者の注目するきのこ

は?

・きのこを売るコツとは?

・原木きのこへの挑戦

▼申ししめきり 2月20日

(金)

■申込・問い合わせ 置賜総

合支庁森林整備課 (☎023

8-26-6063)

プレミアム商品券は
2月29日までお使いください

プレミアム商品券の使用期限
は、2月29日(日)までとなっ
ています。

その後は一切使用できません
ので、お早めにお使いください。

戸籍の窓

●12月23日▶1月22日

こんにちは赤ちゃん

住所	父母の名	子の名
横田尻	中川 賢美 一穂	かずき 輝人
中山	布施 和恵 也梨	ゆう結
萩野	紺野 真さち 史子	ひじり 聖
畔藤	新井 智ひとみ	こう康
山口	青木 純子	ひろ洸
中山	後藤 惣淑 一恵	まな愛
深山	岩澤 学さよ 広子	り璃
横田尻	遠藤 晴奈津 海子	しゅう柊
広野	渋谷 幸妙 治子	たけ虎
山口	菅 咲 悟子	おたろう 桜太郎
十王	五十公野 政純 人子	かい海
畔藤	菅間 正美 祐	ゆう祐

お く や み

住所	氏名	年齢
十王	小関 次郎	26
畔藤	衣袋 徳次郎	75
荒砥甲	増川 ヒテ	90
荒砥甲	金子 とみ	81
荒砥乙	梅澤 タカエ	83
荒砥甲	小口 とよ	83
荒砥甲	高橋 とめの	93
深山	樋口 かねよ	90
高玉	五十嵐 たつ江	87
高玉	佐藤 一	76
荒砥甲	竹田 丘三	82
荒砥乙	鈴木 隆生	64
箕和田	迎田 勇	86
畔藤	齋藤 健二	62
黒鴨	鈴木 千代子	80
高玉	佐藤 ハルイ	72
箕和田	土屋 チン	78
山口	砂山 弘司	63
荒砥乙	梅津 三助	90
荒砥甲	川合 勇	81
浅立	中野 しげ	80

本町は、町誕生（昭和29年10月1日）から50年を迎える。ちょうど半世紀となる。考えてみると人生50年と言われる

われてきた伝統・文化などを保ち続けるとともに、道路、学校、病院等、またソフト面でも時代とともに暮らしやすさが増してきている。平成14年度には、農村アメニティ最優秀賞も受賞した。これから

あつたかはつぶさに見ないとわからないが、おそらく過去に例のない財政対応が必要となるだろう。日本経済は上昇中とみられる。しかし、それとは関係なしに、地方財政は

橋本光記

よ。▼本格的な冬の到来です。寒いのが苦手なわたしは、陽射しが恋しい今日この頃。雪も「もうたくさん！」というくらい降りました。夜、家に帰ると車が入らないほどの雪が……。この雪にはうんざりしているかたも多いのではないのでしょうか。

「心構え」

町長随想

③4

しらかた春夏秋冬

言葉があるが、長い歴史である。1世紀の半分を白鷹町は経過するわけである。本町は、町を包み込むような緑の山並みに囲まれた自然・地勢の中にある。多くの先人たちの努力により、長年培

り、大幅な著しい収支不均衡の中でまちづくりを進めなければならぬ。他の市町村がどうするかを見て判断するのはなく、わが町をどういう目標を持ってどう行うのが最適かを決断しなければならぬ。



広報しらかたは再生紙を使用しています。